

## 「株式会社シムックス」への出向発令は規程違反だ！

## 撤回を求めて団体交渉申し入れ！

3月1日付けで、JR東海労新幹線地本の組合員が「株式会社シムックス」へ出向発令されました。

出向規程の第2条（出向の意義）には、『「出向」とは、社員としての地位を保有したまま、会社の命により、関連会社又は団体等（以下「出向先」という。）に勤務することをいう。』と定められています。しかし「株式会社シムックス」はJR東海の関連会社ではありません。

今回の出向発令は、出向規程第2条に違反しています。

さらに、JR東海の関連会社の中には要員不足のところがあるにもかかわらず、あえてそれらを対象外とした出向先の選定は不合理であり、到底納得いくものではありません。

新幹線地本は、規程違反の出向発令の撤回を求めて団体交渉を申し入れました。

### 「株式会社シムックス」への出向に関する団体交渉開催の申し入れ

#### 記

1. 関連会社ではない「株式会社シムックス」を出向先とした根拠について明らかにすること。
2. 出向規程の第2条（出向の意義）にある、「関連会社又は団体等」の「団体等」とはいかなる規定性なのかということ、および具体的な団体名について明らかにすること。
3. 「株式会社シムックス」への出向発令は、出向規程第2条に違反したものであり無効である。よって撤回すること。